

長泉町景観形成基本計画・景観計画

平成 27 年 12 月策定

令和 4 年 4 月改定

長泉町



ごあいさつ

本町は、平成 25 年に景観行政団体となり、平成 27 年には「長泉町景観条例」、「長泉町景観形成基本計画」、「長泉町景観計画」を策定し、景観行政に取り組んでまいりました。

近年は、道路などの社会資本整備及び沿道の土地利用が進み、街並みが大きく変化するとともに、富士山の世界文化遺産登録、伊豆半島ジオパーク構想、”ふじのくに”のフロンティアを拓く取組も進むなか、誇りや愛着を持って住み続けられる町にしていくために、さらなる景観形成の推進が必要あります。こうした状況を踏まえ、このたび本町の景観形成の方向性を見直していくことを目的に、「長泉町景観形成基本計画」、「長泉町景観計画」を改定することといたしました。

今後も引き続き本計画に基づき「富士山と愛鷹山を望み、魅力と活力のある美しいまち」の実現に向けて、良好な景観形成に積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、町民や地域、事業者などの皆様におかれましても、計画の趣旨をご理解いただき、ご協力そして積極的なご参加をお願い申し上げます。

結びに、本計画の改定にあたり、ご尽力を賜りました日本大学理工学部特任教授の天野光一氏、静岡県立大学経営情報学部教授の大久保あかね氏、静岡県地域まちづくりアドバイザーの伊藤光造氏をはじめ、景観審議会などで貴重なご意見をいただきました町民の皆様に、心からお礼を申し上げます。

令和4年3月

長泉町長 池 田 修



目 次

はじめに	序・1
1 景観とは.....	序・1
2 計画策定の背景.....	序・1
3 計画の目的と位置づけ	序・2
4 計画の構成	序・3
第1部 景観形成基本計画（長泉町景観条例に基づき方向性を示す計画）	1・1
1章 景観の現状と課題	1・1
1－1 町全体の景観特性	1・1
1－2 景観形成上の課題	1・12
2章 景観形成の目標と方針	1・15
2－1 景観形成の目標と基本的な考え方	1・15
2－2 構造別の景観形成の方針	1・18
2－3 要素別の景観形成の方針	1・24
3章 景観形成のための推進施策	1・38
4章 町民、事業者、行政の連携による推進体制づくり	1・59
第2部 景観計画（景観法及び長泉町景観条例に基づく施策を示す計画）	2・1
1章 長泉町景観計画	2・1
1 景観計画区域（法第8条第2項第1号）	2・1
2 良好な景観の形成に関する方針（法第8条第3項）	2・1
3 景観形成の誘導指針（法第8条第3項）	2・2
4 良好な景観の形成のための行為の制限（法第8条第2項第2号）	2・6
4－1 届出・勧告制度	2・6
4－2 届出対象行為	2・8
4－3 景観形成基準	2・11
5 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針（法第8条第2項第3号）	2・18
6 屋外広告物の表示などに関する事項（法第8条第2項第4号）	2・19
7 景観重要公共施設の整備に関する事項（法第8条第2項第4号）	2・20
2章 景観形成重点地区	2・30
2章－1 新東名長泉沼津 IC周辺地区景観計画	2・30
1 対象区域（法第8条第2項第1号）	2・30
2 良好な景観形成に関する方針	2・31
3 良好な景観の形成のための行為の制限（法第8条第2項第2号）	2・32
3－1 届出・勧告制度	2・32
3－2 届出対象行為	2・34
3－3 景観形成基準	2・37

2章－2 県立静岡がんセンター周辺地区景観計画	2 - 43
1 対象区域（法第8条第2項第1号）	2 - 43
2 良好的な景観形成に関する方針	2 - 44
3 良好的な景観の形成のための行為の制限（法第8条第2項第2号）	2 - 45
3－1 届出・勧告制度	2 - 45
3－2 届出対象行為	2 - 47
3－3 景観形成基準	2 - 50
3章 眺望景観の保全と活用	2 - 56
1 眺望点の指定（長泉町景観条例第20条）	2 - 56
2 眺望景観の保全の方針（長泉町景観条例第21条）	2 - 61

